

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第20号

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町企業等の立地促進に関する条例施行規則(平成18年寒川町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「奨励措置(以下「雇用奨励金の交付」という。)の適用の申請に係るもの」の次に「のうち同項第1号の規定による雇用奨励金の交付」を、「1月以内に」の次に「、同項第2号の規定による雇用奨励金の交付にあつては立地の日から起算して2年2月を経過した日以後1月以内に」を加える。

第5条第7号中「新規雇用従業員名簿、当該従業員を1年以上継続して雇用していることを証する書類並びに当該従業員が雇用の日の1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有していることを証する住民票等の書類」を「次に掲げる書類」に改め、同号に次のように加える。

ア 新規雇用従業員名簿

イ 当該従業員を継続して雇用していることを証する書類

ウ 住民票の写しその他当該従業員が雇用の日の1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有していることを証する書類

エ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し

オ 障害者であることを証する書類(条例第5条第2項の規定による加算を受けようとする場合に限る。)

第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「30万円」を「万円」に、

雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	<input type="checkbox"/>
2	新規雇用従業員名簿	<input type="checkbox"/>
3	当該従業員を1年以上継続して雇用していることを証する書類	<input type="checkbox"/>
4	1年前から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	<input type="checkbox"/>
5	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

を

雇 用 奨 励 金		
1	奨励措置（雇用奨励金）適用申請書	<input type="checkbox"/>
2	新規雇用従業員名簿	<input type="checkbox"/>
3	当該従業員を継続して雇用していることを証する書類	<input type="checkbox"/>
4	雇用の日の1年前から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	<input type="checkbox"/>
5	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し	<input type="checkbox"/>
6	障害者であることを証する書類（条例第5条第2項の規定による加算を受ける場合）	<input type="checkbox"/>
7	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

に

改める。

第4号様式中「30万円」を「万円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。